

入札説明書

(福山市立福山中・高等学校で使用する印刷機の使用等)

2025年(令和7年)7月

福山市立福山中・高等学校

福山市立福山中・高等学校で使用する印刷機の使用等に係る入札公告（福山市公告第号）に基づく一般競争入札の実施については、福山市契約規則（昭和41年規則第13号。以下「規則」という。）その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札公告日

2025年（令和7年）7月15日（火）

2 競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

ア 件名

福山市立福山中・高等学校で使用する印刷機の使用等

イ 数量

機器 高速フルカラー印刷機 1台
片面全自動印刷機 4台

種別		数量
高速フルカラー印刷機用	黒インク	60個を使用予定
〃	カラーインク	55個を使用予定
〃	ステープル（中綴じ用）	5箱を使用予定
〃	ステープル（100枚用）	1箱を使用予定
片面全自動印刷機用	黒インク	600個を使用予定
〃	マスター	300個を使用予定

※高速フルカラー印刷機と片面全自動印刷機の想定使用数は、2020～2024年度の
使用実績から算出したものである。

※インク及びマスター等の数量は予定数であり、使用数を保障するものではない。

(2) 履行の内容等

別紙「仕様書」のとおり

(3) 提供期間

2025年（令和7年）8月1日から2030年（令和12年）3月31日まで（地
方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

(4) 提供場所

福山市立福山中・高等学校 中棟3階職員室及び大望館1階

3 入札参加資格

競争入札に参加する者に必要な資格は、福山市に対する2022年度（令和4年度）か
ら2025年度（令和7年度）までの物品調達登録業者のうち、提出書類を元に総合審査
した結果が、本契約の履行に当たって適当であると判断した場合に認めることとする。

4 入札参加資格審査の申請手続

(1) 申請を行うことができない者

次のいずれかに該当する者は、入札参加資格の審査に係る申請を行うことができない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に規定する入札参加資格の制限を受けている者

イ 本市に納付すべき市税の滞納がある者

ウ 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がある者

(2) 申請の方法

競争入札に参加する者で必要な資格の審査を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 保守体制等に関する調書（様式第2号）

ウ 入札する印刷機の機種に対応したカタログ

エ 契約締結等の権限を支店長、営業所長等に委任する場合にあっては委任状（様式第4-1号）

(3) 申請期間

2025年（令和7年）7月15日（火）から7月18日（金）までの午前9時から午後5時までの間、随時受け付ける。

(4) 申請書の入手先、提出先及び申請に関する問合せ先

〒720-0843 福山市赤坂町赤坂910番地

福山市立福山中・高等学校 事務室

TEL（084）951-5978（直通）

FAX（084）951-6518

5 入札参加資格審査の結果の通知

(1) 入札参加資格審査の結果については、2025年（令和7年）7月23日（水）までに書面により資格審査結果通知書を発送する。なお、入札参加資格がないと認められた者には、その理由を併せて通知する。

(2) 入札参加資格があると認められた者（以下「入札参加資格者」という。）以外は、この入札に参加することができない。

6 仕様書等に関する質疑について

(1) 本件提供に関して質疑がある場合は、原則として質問票（様式第5号）により行うこと。照会先は17のとおり

(2) (1)の受付は、2025年（令和7年）7月15日（火）から7月18日（金）までの午前9時から午後5時までとする。

(3) 質疑に対する回答は、2025年（令和7年）7月23日（水）までに、入札参加資格者に対し、電子メールにて行う。

7 入札参加条件

(1) 入札参加資格者で、提供開始から確実に安定したサービスの提供ができる者

- (2) 事故発生時等緊急な対応が必要な場合に、その復旧などに迅速に対応することができる者

8 入札書の提出日時及び場所等

(1) 提出日時

2025年（令和7年）7月28日（月）14時

入札書の提出は直接持参に限る。郵便、信書便、ファクシミリ等による入札書の提出は認めない。

(2) 場所

福山市赤坂町赤坂910番地

福山市立福山中・高等学校 中棟2階会議室

(3) 辞退について

入札参加資格者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。この場合においては、その旨を次に掲げるところにより申し出ること。

ア 入札執行前にあつては、辞退届（所定の様式があるので、申し出ること。）を直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）すること。

イ 入札執行中にあつては、辞退の旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出すること。

9 入札書の提出方法

- (1) 入札参加者又はその代理人（以下「入札参加者等」という。）は、様式第3号による入札書を直接提出しなければならない。郵便、信書便、電話、電報、FAX、電子メールその他の定められた方法以外の方法による入札は認めない。

- (2) 入札参加者等は、その提出した入札書の引換え、変更及び取消しをすることができない。

10 入札書の作成方法

- (1) 入札書は様式第3号によること。また、代理人が入札する場合は、入札書を提出する前に委任状（様式第4-2号）を提出すること。

- (2) 代理人が入札する場合は、入札書に入札参加者本人の住所及び名前（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の名前）並びに代理人であることの表示及び当該代理人の名前を記載し、当該代理人が押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。

なお、入札書に押印する当該代理人の印鑑は、委任状に押したものと同一のものでなければならない。

- (3) 入札金額の訂正は認めない。

- (4) 入札参加者等は、仕様書、本入札説明書、別添契約書（案）及び規則を十分考慮して入札金額を見積もるものとする。仕様書等についての不知又は不明を理由として入札後に異議を申し立てることはできない。

- (5) 入札書に記載する金額の見積りに当たっては、機器（オプション等を含む。）使用料

、運搬料、設置料、設定料、操作方法指導料、保守料、消耗品代、交換部品代その他印刷機の使用に必要な費用（電気使用料及び用紙に係る費用を除く。）に加え、印刷機の撤去の際に必要な費用も全て含めた上で算定した金額を記載すること。

- (6) 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された5年間の予定総額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

1 1 開札について

(1) 開札の日時及び場所

ア 日時

2025年（令和7年）7月28日（月）14時

イ 場所

上記8（2）の場所

- (2) 開札は、入札参加者等が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者等が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- (3) 入札室には、入札参加者等、入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び（2）の立ち会い職員以外の者は入室することができない。
- (4) 入札参加者等は、開札の時刻後においては、入札室に入室することができない。
- (5) 入札参加者等は、本人であることを証明するに足る証明書（社員証等）を携行し、入札関係職員から求められた場合は、これを提示しなければならない。また、代理人の場合は、入札書の提出までに、入札権限に関する委任状（様式第4－2号）を提出しなければならない。
- (6) 入札参加者等は、特にやむを得ない事情があると認められる場合を除き、入札室を退室することはできない。
- (7) 入札室において、次の各号のいずれかに該当する者は、当該入札室から退室させる。
- ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
- イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者

1 2 無効とする入札

次の入札は無効とする。なお、再度の入札を行う場合において、当該無効の入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 公告及び本入札説明書に示した入札参加資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 記名押印を欠く入札
- (4) 金額を修正した入札
- (5) 入札書の提出後において、金額の訂正の必要がある入札
- (6) 公告及び本入札説明書に示した入札参加条件を満たさない者のした入札
- (7) 入札公告等において示した入札書の提出場所及び提出日時に到達しなかった入札

- (8) 競争入札参加資格審査申請書又はその添付書類に虚偽の記載をした者の入札
- (9) その他規則第32条各号に該当する入札
- (10) その他入札の条件に反した入札

1.3 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すとともに、落札者は、入札書に記載された5年間の予定総額の100分の5に相当する金額を入札違約金として納めるものとする。
- (5) 開札をした場合において、落札となるべき価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札参加者等が立ち会っていないときは、当該再度の入札には参加できないものとする。
- (6) 再度の入札は2回まで（初回の入札を含めて3回まで）とする。
- (7) 最低制限価格は、設定しない。

1.4 契約書の作成

- (1) 契約書には、入札書に記載された機器使用料（保守を含む。）、インク、マスター及びステープルのそれぞれ100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を記載する。なお、契約期間中に消費税率の変更があったときは、当該変更後に係る契約金額について新たな消費税率に基づき加算した額をもって変更契約を締結する。
- (2) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、2025年（令和7年）8月1日に契約書を取り交わすものとする。
- (3) 契約担当職員が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (4) 契約書は2通作成し、各自1通を所持するものとする。

1.5 契約条項

別添契約書（案）のとおり

1.6 入札者に求められる義務

- (1) 入札参加者等は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、契約担当職員の求めに応じ、入札参加者等の負担において完全な説明をしなければならない。

(2) 入札参加者等又は契約の相手方が本件入札及び契約書の作成に要した費用については、全ての入札参加者等又は契約の相手方の負担とする。

1 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

福山市赤坂町赤坂 9 1 0 番地

福山市立福山中・高等学校

TEL (0 8 4) 9 5 1 - 5 9 7 8 (直通)

1 8 契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

1 9 入札保証金及び契約保証金

免除

2 0 その他

本契約は、2 0 2 5 年度（令和 7 年度）から 2 0 2 9 年度（令和 1 1 年度）までの間に予算の範囲内で、提供を受けるものである。

また、2 0 2 6 年度（令和 8 年度）以降の本契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、福山市は本契約を解除することができるものとする。